

国立大学法人等における P F I 事業の考え方（案）

（平成31年度概算要求に向けて）

平成31年度概算要求における P F I 事業については、以下の考え方とする。

1. 国立大学法人等における P F I 事業の考え方

国立大学法人等は、施設整備費補助金を活用する事業について、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成29年改訂版）」（平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえて、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）や各国立大学法人等が策定した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程等」に基づき、PFI事業として検討することとし、その際には文部科学省と協議を行うこととする。^{※1}

※1：PFI事業としての検討例については、別紙1を参照

2. 事業評価のプロセス

（1）導入可能性調査の実施について

国立大学法人等は、上記の考え方の趣旨を踏まえて、各法人においてPFI導入可能性調査を実施する等^{※2}した上で、PFI事業の要求を行うこととする。^{※3}

※2：別紙2「PFI導入可能性調査実施におけるポイント」参照

※3：手続き期間の短縮を図るため、平成26年6月に公表された「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」^{※4}の活用も行うことも可能である。

※4：内閣府HP参照

<http://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/tsuutatsu/26fy/pdf/tetsudukikanika-manual.pdf>

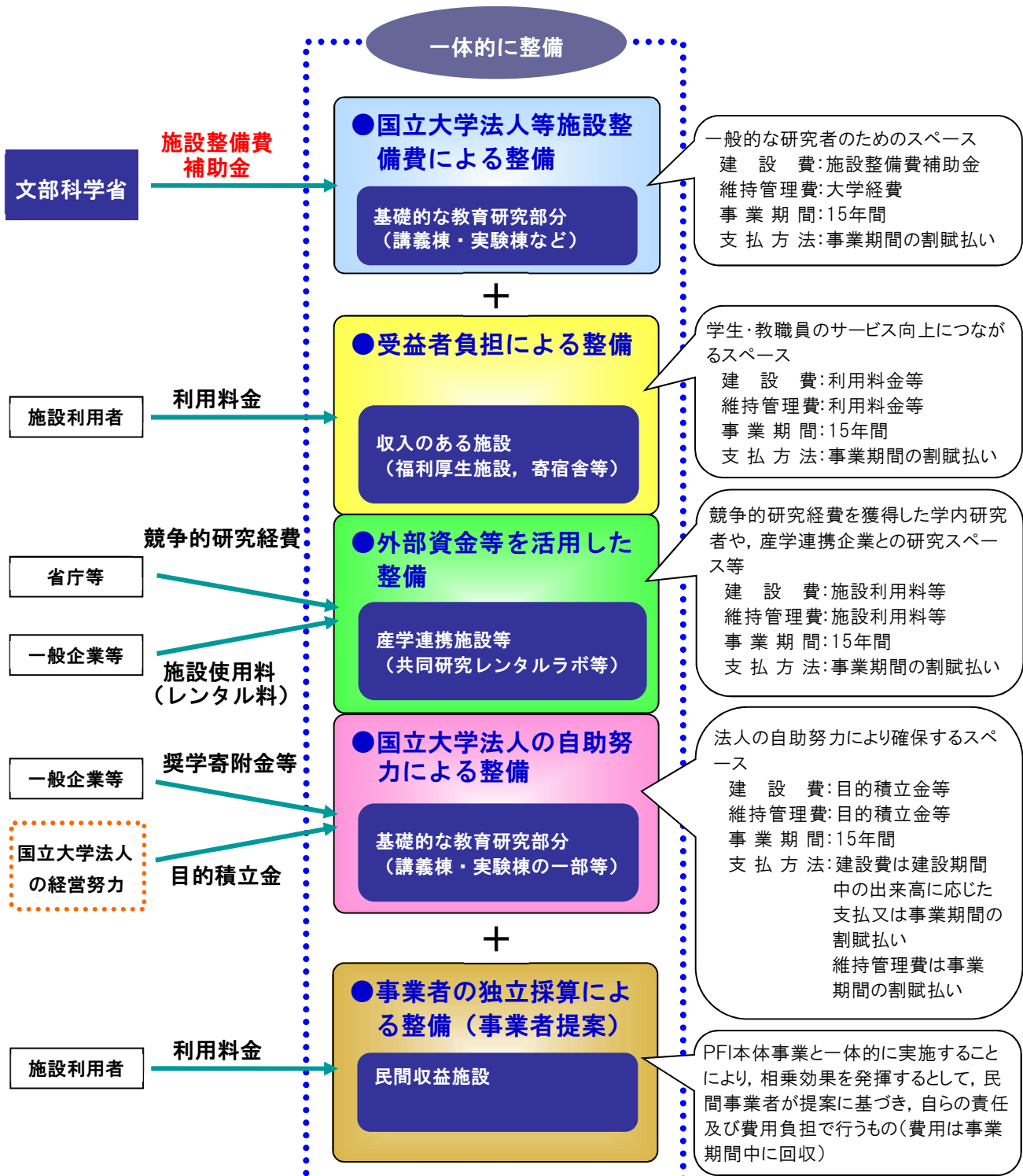
（2）事業評価について

国立大学法人等施設整備費を活用したPFI事業の評価については、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成28年3月29日文部科学大臣決定）の下、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、国立大学法人等が実施した導入可能性調査の結果や事業スキーム等を踏まえた上で、「PFI事業評価基準」に基づき、有識者により実施することとする。

P F I 事業の検討例

○国立大学法人等施設整備費補助金のほか、法人の主体的な自助努力によって確保される多様な財源を活用した P F I 事業

※事業スキームに関しては各事業の実情に応じて選択



P F I 導入可能性調査実施におけるポイント

(1) 自己資金等の活用等

自己資金等の活用等により財政面で創意工夫がなされた事業か。

(2) 事業規模等

P F I 事業として、採算可能な規模等が確保されているか。また、計画内容はまとまっているか。事業方式等は適正か。

(3) 民間事業者の創意工夫の発揮

事業の実施に当たり、民間事業者のノウハウが活用できる余地が見込める事業となっているか。また、民間事業者の競争を促すような魅力ある事業内容となっているか。

(4) 適切なリスク分担

民間事業者と大学法人で明確なリスク分担ができるか。また、民間事業者が担うリスクは、民間事業者の責任で処理できる内容か。

(5) 大学の事務体制

実施に向けて十分な体制が整っているか。また、全学的な責任体制が構築されているか。